

2 3 科 原 安 第 3 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

許 可 届 出 使 用 者
届 出 販 売 業 者 殿
届 出 賃 貸 業 者
許 可 廃 棄 業 者

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室長 中矢 隆夫

放射性同位元素の輸出確認証の交付要領について（通知）

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、安全管理に努められていることと存じます。

放射性同位元素を輸出する際には、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき、文部科学省の確認及び経済産業大臣の承認を受けることとなっております。

このたび、平成24年4月1日より放射線障害防止法の一部が改正され、従前より輸出が可能であった届出販売業者及び届出賃貸業者に加え、同法第29条の規定に基づき、許可届出使用者及び許可取消使用者等についても当該許可等に係る放射性同位元素の輸出が可能となります。

つきましては、文部科学省による確認に係る要領の一部改正を（別添1）のとおり行いましたので、通知します。下記の放射性同位元素を輸出しようとする許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可取消使用者等は、同要領に従って放射線規制室長あてに確認証の交付申請を行って下さい。その後、交付された確認証を添付の上、輸出注意事項17第34（別添2）に従って経済産業省に輸出承認申請を行うこととなります。

また、輸出に先立って相手国に対して通知する必要があるため、輸出の日の10日前までに、確定した輸出予定日等を放射線規制室長あてに書面（様式問わず）にて御連絡願います。

貴事業所におかれましては、輸出貿易管理令及び関連告示、通知等に基づき、規制対象貨物の輸出手続きに遺漏なきよう、万全を期していただきますようお願いいたします。

記

放射線障害防止法第2条第2項に規定する放射性同位元素のうち以下のもの

- ・ 数量が300GBq以上の放射性同位元素（機器に装備されたものを含む。）
- ・ 数量が100GBq以上300GBq未満の放射性同位元素で、透過写真撮影用ガンマ線照射装置（いわゆる非破壊検査装置）及び近接照射治療装置（いわゆるアフターローディング装置）に装備された状態のもの

以上

（本件に関する連絡先）

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室
電話番号03-5253-4111（内線3836）

放射性同位元素の輸出確認証の交付要領

平成 17 年 12 月 15 日
文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室長
平成 24 年 3 月 30 日一部改正

平成 17 年 12 月 15 日付け輸出注意事項 17 第 34 号に基づく、放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付は以下により行う。

記

1 申請書

（別紙様式第 1）1 部

（別紙様式第 2）1 部

2 提出先

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

3 提出時期

輸出予定日の 30 日前まで。

なお、輸入国との調整を要するため、確認証の交付までの審査期間が長くなる場合がある。

4 申請者の資格

次のいずれかに該当する者。

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下単に「法」という。）第 3 条第 1 項本文の許可を受けた者及び法第 3 条の 2 第 1 項本文の届出をした者（以下「許可届出使用者」という。）
- ・法第 4 条第 1 項本文の規定により販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）及び同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）
- ・法第 26 条第 1 項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は法第 27 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により届出をしなければならない者（以下「許可取消使用者等」という。）

5 添付書類

（1）輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し

（2）次のいずれかの書類

- ・法第 9 条第 1 項の許可証の写し又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下単に「規則」という。）第 3 条第 1 項の届書の写し
- ・規則第 6 条第 1 項の届書の写し

なお、確認書の交付に当たり必要があると認めるときは、（1）～（2）に掲げる書類以外の書類

の提出を求めることがある。

6 確認証の交付基準

以下の要件のすべてに該当する者に対して、(別紙様式第3)により確認証を交付する。ただし、申請に係る放射性同位元素が悪用されるおそれがある場合はこの限りでない。

- (1) 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可取消使用者等が、許可証又は届書に記載された種類の放射性同位元素を輸出するものであること。
- (2) 輸出の数量が、許可証若しくは届書に記された数量又は届書に添付された年間販売予定数量又は最大賃貸予定数量を超えないものであること。
- (3) 輸入国の承認又は確認が得られること。
- (4) 申請に係る放射性同位元素の受領者が、当該受領者の属する国の法令により、当該放射性同位元素を受領し、所有することについて認められている者であること。
- (5) 申請に係る放射性同位元素の受領者が属する国において、放射性同位元素について適切な規制が行われていること。

7 確認証の交付者

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長

輸出する放射性同位元素の 種類及び数量	
輸出する放射性同位元素装備機器 の名称・用途	
輸出する放射性同位元素・放射性 同位元素装備機器の金額	
放射性同位元素の輸出の予定時期	
輸出する放射性同位元素の 輸出の目的	
備考	

(別紙様式第2)

Date

Radiation Protection Regulatory Officer,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
(MEXT)

Name of Applicant

Application for Export Confirmation of Sealed Radioactive Sources

We hereby apply for the Export Confirmation in accordance with the Notification issued by MEXT on December 15, 2005.

Name of Exporter	
Exporter's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Exporter	
Exporter's authorization No.	
Importing state	
Name of Customer	
Customer's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Customer	
Facility of Recipient	
Name of Consignee	
Consignee's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Consignee	
Radionuclides and radioactivity	
Name of radioactive device for export	
Price of exporting radioactive source / device	

Expected exporting date	
Objective of export	
Remarks	

殿

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課放射線規制室長

印

放射性同位元素の輸出確認証

年 月 日付け貴文書により申請のあった標記の件について、平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号に基づき、下記のとおり交付します。

記

輸出を行う者の氏名又は名称	
輸出を行う者の住所	郵便番号(-) 都 道 府 県 電話番号(- -)
輸出を行う者の連絡先	氏名 所属() 電話番号(- -)
輸出を行う者の許可番号 又は届出番号	
輸 出 先 国	
経 由 地	
買主の氏名又は名称	
買 主 の 住 所	
買 主 の 連 絡 先	
受 領 す る 場 所	
荷受人の氏名又は名称	
荷 受 人 の 住 所	
荷 受 人 の 連 絡 先	

輸出する放射性同位元素の種類及び数量	
輸出する放射性同位元素装備機器の名称・用途	
輸出する放射性同位元素・放射性同位元素装備機器の金額	
放射性同位元素の輸出の予定時期	
輸出する放射性同位元素の輸出の目的	
備考	

(注) 輸出に先立って相手国に対して通知をする必要があるため、輸出の日の10日前までに、以下の事項について確定した情報を放射線規制室長あてに書面（様式問わず）にて御連絡願います。

- ・ 輸出予定日
- ・ 輸出を行う者
- ・ 買主
- ・ 荷受人
- ・ 輸出する放射性同位元素の種類及び数量
- ・ 輸出する放射性同位元素の総放射能
- ・ 貨物を識別できる特殊な識別物

放射性同位元素の輸出承認について

輸出注意事項 17 第 34 号 (17.12.15)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 21 の 2 の項の中欄に掲げる放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 18 年 1 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 2 の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 2 の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素を定める件（平成 17 年 12 月 15 日経済産業省告示第 334 号）の貨物とする。

3 輸出承認の申請者の資格

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長が発行する放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者

4 確認証の交付申請

平成 17 年 12 月 15 日付け（17 科原安第 124 号）「放射性同位元素の輸出確認証の交付要領」に定めるところによる。

5 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ③ 確認証
- ④ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

6 輸出の承認

輸出の承認は、上記 5 に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。